

神戸町空家バンク事業の実施に関する協定運用細則

神戸町（以下「甲」という。）と公益社団法人岐阜県宅地建物取引業協会西濃支部（以下「乙」という。）が締結した神戸町空家バンク事業の実施に関する協定書（以下「協定書」という。）第5条に基づき次のとおり運用細則を締結する。

（目的）

第1条 この運用細則は、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力事業者）

第2条 協定書第2条第2項の協力事業者とは、乙の会員のうち、甲の依頼に基づき神戸町空家バンクへの登録に係る物件の調査又は媒介に協力する会員として、神戸町空家バンク協力事業者届出書（第1号様式）により甲に届出をした会員とする。

（空家の調査）

第3条 甲は、物件の登録申込みがあったときは、乙に対し、神戸町空家バンク登録申込みに係る調査依頼書（第2号様式）により調査を依頼し、乙は、甲の通知を受けた後、協力事業者を選定し、当該空家の調査を行うものとする。

（調査に係る結果の報告）

第4条 協力事業者は、前条の規定による調査の結果について、速やかに神戸町空家バンク登録に係る調査結果報告書（第3号様式）により甲に報告するものとする。

（調査の委託料）

第5条 甲は、乙に対して依頼した調査に係る委託料について、甲が定めた額以内の額を乙の請求に基づき支払うものとする。

（協力事業者の媒介）

第6条 甲は、登録物件について、売買・賃貸借の交渉申込みがあったときは、必要に応じて協力事業者に対し、神戸町空家バンクの媒介にかかる協力（中断・終了）依頼書（第4号様式）により通知し、協力事業者は媒介を行うものとする。

（媒介に係る結果の報告）

第7条 協力事業者は、前条の規定による媒介の結果について、遅滞なく神戸町空家バンクの媒介に係る結果報告書（第5号様式）により甲に報告するものとする。

（媒介の報酬）

第8条 媒介に係る協力事業者の報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定による国土交通大臣が定めた報酬の額以内とする。

(苦情又は紛争の処理)

第9条 協定書及び運用細則に関して苦情又は紛争が発生した場合には、甲乙協議の上、処理するものとする。ただし、登録物件の媒介に係る事項については、協力事業者の責任において処理するものとする。

(その他)

第10条 この運用細則に疑義が生じたとき、又はこの運用細則に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この運用細則を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 神戸町大字神戸1111番地
神戸町長 谷村 成基

乙